



No. 326

令和6年7月1日

## トピックス ～給与所得者にかかる定額減税～

6月から令和6年分所得税の定額減税が始まり、令和6年度分個人住民税の定額減税も開始されました。今号は、給与所得者にかかる定額減税についてご案内します。詳しくは当事務所にお尋ねください。

### 給与所得に係る定額減税の実施方法

扶養控除等(異動)申告書を提出している給与所得者(いわゆる甲欄適用者)については、その主たる給与の支払者のもとで、次により定額減税額の控除が行われます。

- ① 月次減税…令和6年6月1日以後最初に支払を受ける給与等(賞与を含む)に係る源泉徴収税額からの控除(令和6年6月1日において主たる給与の支払を受ける人が対象)源泉徴収すべき所得税及び復興特別所得税の合計額(控除前税額)から月次減税額を控除します。控除しきれない部分の金額については、以後令和6年中に支払う給与等に係る控除前税額から順次控除します。令和7年に繰越しできません。
- ② 年調減税…年末調整時における年調所得税額からの控除 年末調整の対象者で、かつ、令和6年中に支払の確定した給与等を基に年末調整により計算した年調所得税額がある人は、その年調所得税額(復興特別所得税を含)から年調減税額を控除します。
- ③ 所得税の定額減税は、本人3万円のほか、その本人の同一生計配偶者(合計所得金額48万円以下)と扶養親族(16歳未満の扶養親族を含む)の一人につき3万円の合計が本人の月次減税額となります。

基準日以降に出産などにより扶養親族の数が増加しても月次減税額の再計算は行いません。この場合は、年末調整や確定申告で調整されます。

令和6年中に死亡により扶養親族等に移動があった場合は、死亡時の現況により判定するため、月次減税額の計算に含めることとなります。

(注) 令和6年分の所得金額が1805万円(年収ベースでは2000万円)を超えると見込まれる従業員等についても月次減税額の対象になりますが、確定申告において調整されることとなります。また乙欄適用者は、対象とはなりません。

### 給与支払明細書に減税額の記載が必要

従業員等に給与の支払いをする際に、給与支払明細書の適宜の箇所に、源泉徴収税額から控除した金額を「定額減税額〇〇円」などの記載が必要となります。

ただし、控除が終わった後又は、控除する源泉徴収税額がない場合は「定額減税額〇〇円」などの記載は不要ですが記載しても問題はありません。

### アルバイトなどの取扱い

アルバイトなどで6月に支払う給与がない場合や支払う給与が少額で源泉徴収税額が無く控除できない場合でも、そのアルバイト等が「扶養控除等(異動)申告書」を提出しており、かつ基準日在職者であれば7月以降の給与において月次減税事務を行うこととなります。

### 休職中の者の取扱い

育児休業中や病気療養中など休職中の従業員等に対する月次減税事務の対応について、基準日現在その従業員等としての身分があり、かつ「扶養控除等(異動)申告書」を提出している場合は、基準日在職者に該当しますので、その従業員等の復職後に支払う令和6年分の給与等については月次減税事務を行うこととなります。

### 住民税

給与所得者にかかる特別徴収の方は、令和6年6月分は徴収されず、定額減税「後」の税額が令和6年7月分～令和7年5月分のか月で均して徴収されます。

### 定額減税しきれないと見込まれる方への給付金(調整給付)

定額減税において、納税者本人と扶養親族(配偶者を含む)の数から算定される減税額(定額減税可能額)が、定額減税を行う前の所得税額・個人住民税所得割額を上回っており、定額減税しきれないと見込まれる場合は、個人住民税を課税する市区町村が定額減税しきれない差額を給付します。尚、追加給付金は自治体の事務負担を考慮し、1万円未満は切り上げとされ、1万円単位での給付となります。

梅雨入りしておりますが、晴れ間が覗く、蒸し暑さもさほどでない午前中に、このつぶやきを書き始めております（結果的には昼過ぎまでかかりましたが）。九州地方を中心にして線状降水帯豪雨に見舞われていた地域もありますが、東海地区、分けても名古屋周辺では地震を含め自然の猛威の圏外になっており安堵しております。もっとも、様々な危険因子のエネルギーが蓄積されているのは間違いないでしょうから防災・減災の気構えを怠らないようにしていきたいものです。7月になり、35度を超える猛暑日を「今日もまたか」という感覚で受け止めざるを得ない日々が続きます。無理をしないで、やせ我慢もほどほどにして、小まめに、早め早めに身を労わる日常生活を続けていきましょう。

先月号では、喜寿のお知らせをしましたが、今月号では、その続報をさせていただきます。予定通りに祝う会が開催されました！事前のアナウンス（強要!）効果があつてか、時間がないにも拘わらず、妻・娘夫婦と孫二人からの工夫を凝らした会食となりました（おまけに特別室の宿泊まで用意してくれました）。プレゼントの品も当人の要望を忖度しつつ、その予想を超えたもので、有り難く拝受しました。ビジネスバッグが使い込んでおりましたので、新調したいとの想いを伝えておいたところ、軽くて、意外と容量の大きい使い勝手のよさそうなカバンを用意してくれました（もったいなくて、まだ未使用で飾ったままですが）。また、胡坐だと腰が痛くなるとぼやいていたのを覚えていた様で、正座しなくてもいいように、やや腰高の座布団（しかも、心にくいばかりに『祝喜寿博孔』という刺繍が綺麗なこんでありました！）をプレゼントされました。加えて、父の日でもあったので、追加の配慮がありました。晴雨兼用の傘に加え、安眠枕ならぬ安眠下肢枕も用意してくれました。小生は高校時代に体操部に所属していたせいか、腰がややそり気味で、就寝しているときに腰に違和感を覚えることがあり、熟睡できず、睡眠導入剤のお世話になることもしばしばでした。枕の高さ加減の重要性は承知しておりました（個人差が大きく、その微妙な高低差が健康にも影響するといわれております）が早速試してみたところ、その効果は抜群でした。それもそのはず、科学的な知見を得ていた優れものです。膝から踵にかけてなだらかに低くなって、結果的に腰あたりが落ち込むようになっており、そり気味な腰が自然体で矯正されているようです。以心伝心と言ったところでしょうか、観察眼の鋭さに敬意を表する次第です。メインイベントは写真集の披露でした。妻もなにやらゴソゴソしていましたが、過去のアルバム集から、これだと思うものを引っ張り出していたようです。髪の毛がフサフサしていた、割と二枚目!!に映っている写真もあれば、叙勲の時のやや緊張気味ながらも凛々しい写真が今では懐かしいです。二人だけのもの以外にも、二人の娘とそれぞれのファミリーの成長の記録も織り込んだものとなっており、感慨深いプレゼントとなりました。もちろん、各々からの心のこもったお祝いのメッセージもいただきました。この齢まで現役でがんばっていることへの称賛がある一方、健康にはくれぐれも留意すること、という要望もあって、まさにぴったりの寄せ書きでした。会食後に、次女が東京からわざわざ持ってきたボッチャ（結構重いです）でのゲームを楽しむこともできました。何と、遼真君の逆転勝ちという願ってもない結果となり、大いに盛り上がったことは言うまでもありません。還暦のとき、古希のときにもファミリー全体で祝う会を催してもらっており、小生は実に果報者といえますね！

今月号は、さしずめ、ほんわかとした《喜寿特集》の様相を呈しておりますこと、お許しください。

《<sup>わか</sup>和奏・<sup>りょうま</sup>遼真通信》

喜寿を迎えて、二人からメッセージをもらっておりますので、（要約を）紹介したいと思います。

和奏から、『じいじへ。77歳、誕生日おめでとうございます。大学受験に向けた勉強の量と難易度が格段に上がり大変ですが、毎日、頑張っています。受かったら一人暮らしもする予定です。じいじがずっと健康に過ごせるよう、ずっと祈っております』。続いて、遼真からは『僕はもう中学生生活に慣れてきました。新しい友達づくりや勉強は大変ですが、それでも楽しんでいこうと思います。じいじも無理せず頑張ってください』というものでした。先月号で予告していた10倍返しのプレゼントはどうしたかって？ご安心下さい。祝う会の最後に謝辞を述べながら、即効性のあるキャッシュで応えました。その金額は喜寿にちなんで〇〇千円としました！

（令和6年7月1日 所長 橋本）

